

特定処遇改善計画の公表

【実施期間】

令和5年4月～令和6年3月

【賃金改善計画について】

サービス管理責任者及び児童発達管理責任者として必要な経験・技能を有し、またその職務に従事する者に対し、特定処遇改善加算を支給する。

【職場環境等要件について】

- ・働きながら保育士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修など、サービス提供 責任者研修への支援を行う。
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動を行う。
- ・新人職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入を行う。
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等を策定する。
- ・職場内コミュニケーションの円滑化を図るためのミーティングを行う。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化をする。
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化のため、健康保健委員の任命を行う。
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化を行う。
- ・非正規職員から正規職員への転換を行う。
- ・職員の増員による業務負担の軽減を図る。